令和８年度に認可外保育施設等の入園を希望されている保護者の方へ

認可保育所や認定こども園（保育園枠）に在園している場合は、本案内の対象外です。

◎概要◎

令和8年10月より上限額が変更となりました

4月1日現在の**年齢が0歳～2歳の場合、月額45,700円**を上限に、
4月1日現在の**年齢が3歳～5歳の場合、月額40,300円**を上限に、利用料が無償化されます。
ただし、月の途中で認定有効期間が終了または開始した場合、上限額は日割り計算されます。

1 認可外保育施設等※１　のみを利用

※1　認可外保育施設、保育所の一時預かり事業、病児保育、ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業
ただし、利用施設や利用事業が、**所在市町村に確認申請を提出し、かつ無償化の対象施設である旨の通知を受けていない場合は、無償化の対象外**となるため、事前に利用施設（事業者）にご確認ください。

図１

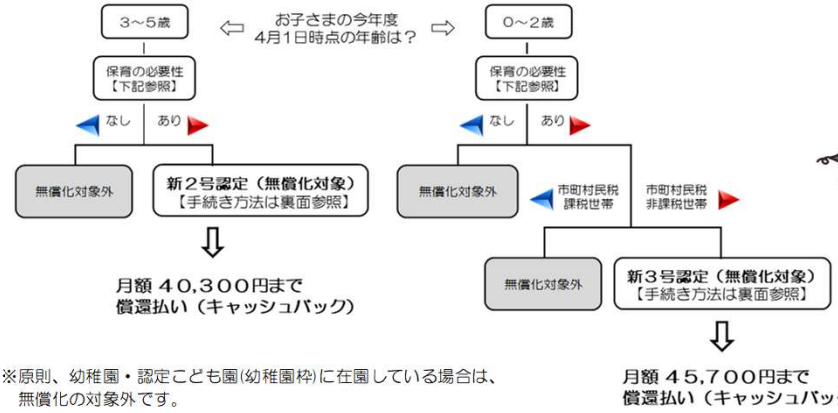

※原則、幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)に在園している場合は、
無償化の対象外です。

2 無償化の対象について

認可外保育施設等を利用する世帯のうち、**保育の必要性がある世帯のみ**に限られます。
さらに、今年4月1日現在の年齢が0歳～２歳のお子さまの世帯については、**市町村民税非課税世帯**に限定されます。

? *保育の必要性とは？*

お子さんの保護者のいずれもが、次に示す事由に該当する必要があります。

	事　由		認定期間（＝ 無償化となる期間）
①	就 労	児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常であること（**月間実働時間64時間以上※休憩時間を除く**）	最長で、お子さんの就学前まで
		育児休業取得時に**既に就労の事由で保育を利用している子どもがいて、**継続利用が必要であること	新たに生まれたお子さんが１歳に達する月の末日 ※１歳の誕生日の月の入所申請を行い、入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。
②	求 職	求職活動をしていること（起業準備を含む）	3か月 ※3か月以内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。
③	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日まで。
④	就 学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）	認定したその月の末日まで ※認定したその月の末日までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで
⑤	疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで
⑥	看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	
⑦	災害等	震災・風水害・火災等の復旧をしていること	
⑧	虐待やDVのおそれがあること		
⑨	特 例	市長が定める上記に類する状態にあること	

書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要です。兄弟姉妹で在園している場合には、年齢の低いお子さんに原本を、他のお子さんにはコピーを添付してください。

上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。

必要書類（保育が必要な旨の証明書）		
①	就労	・就労（内定）証明書　（**提出日から3か月以内に発行されたもの**） ※ 就労時間等の記載漏れなど、不備のある書類は受付できませんのでご注意ください ※ **自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付**
②	求職	・就労誓約書 ※ ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
③	妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）
④	就学	・在学証明書または合格通知書 ・授業のカリキュラム等（１週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑤	疾病	・医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）
	障害	・身体障害者手帳（３級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
⑥	看護等	・医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑦	災害復旧	・被災証明書等

必要書類（新3号認定に該当する方のみ必要）	
非課税証明書	父、母及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 ただし、令和８年１月１日に川越市に住民登録があった方や、マイナンバーの必要書類が揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です（それ以外の方は、令和８年１月１日に住民登録のあった市町村で発行が必要です。）

手続き方法について

図２

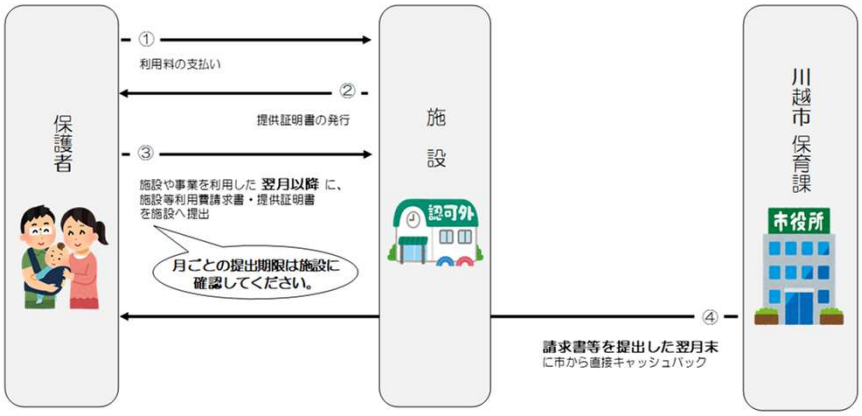

- 施設や事業を利用した**当月中**に請求書等を施設に提出した場合でも、利用した翌月に提出されたものとして支給します。
- 請求には**時効があります**ので、お早めに請求してください。
- 請求書の様式は、施設から受け取ることができます。なお、川越市公式HPからもダウンロードできます。

② 今後の手続きについて

① 認可外保育施設等を利用し、その利用料を無償化の対象とするためには、
まず、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第１６号）」** を提出する必要があります。
原則、この申請書は市町村に直接提出せず、封入の上、**利用している施設（事業者）にご提出**ください。
詳しい**提出期限は各施設（事業者）に確認**してください。
※施設等利用費の給付を希望する月の**前月25日まで**に、在住市町村に申請書を提出する必要があります。

その際、表面下部の**「必要書類（保育が必要な旨の証明書）」を必ず添付**してください。
（新３号認定の場合は、「非課税証明書」も添付）
また、**認可保育施設の利用申請をしていない方については、**
「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」の添付が必要です。

② 保育の必要性があるか（新３号認定子どもについては、さらに市町村民税非課税世帯であるか）等を確認します。
無償化の対象となるための要件を満たしている場合には、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出した施設（事業者）を通じて、**「認定通知書」**が届きます。

③ 今までどおり、利用料（保育料）を施設（事業者）に支払ってください。

④ 施設（事業者）から、「提供証明書」が発行されますので大切に保管してください。

⑤ 「施設等利用費請求書」に、「提供証明書」を添付して、**利用月の翌月以降**に施設（事業者）に提出してください。
複数の認可外保育施設等を利用した月は、主に利用した施設に、**他施設分もまとめて提出**してください。
なお、ひと月に、ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業又は病児保育施設のみを利用した場合は直接川越市保育課に提出してください。

⑥ 請求書を提出した翌月末頃に、直接保護者の方の口座に施設等利用費が振り込まれます。
例えば･･･ 10月分の施設等利用費請求書を11月に提出 → 12月末頃に支給
10月分の施設等利用費請求書を12月に提出 → 1月末頃に支給
10月分の施設等利用費請求書を10月に提出※ → 12月末頃に支給
※ 利用月にご請求いただいたとしても、利用月の翌月以降に提出されたものとして支給します。

注 意	
	• ひと月に施設（事業者）に支払った利用料（保育料）が給付上限額（新2号：40,300円、新3号：45,700円）を下回った場合には、実際に支払った額を給付します。 • 食材料費等の実費徴収に当たる費用は無償化の対象外です。

【問い合わせ先】
川越市役所　こども未来部　保育課　　〒350-8601　川越市元町１－３－１
ＴＥＬ：049-224-5827／ＦＡＸ：049-223-8786

※ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ・病児保育に関すること：こども育成課（ＴＥＬ：049-224-5724）

※本案内は、令和８年9月1日現在の情報をもとに作成しています。
今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。